

松江市告示第 241 号

松江市自立相談支援会議設置要綱について次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市自立相談支援会議設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）

第 2 条の基本理念に基づき、生活困窮者の自立の支援を包括的かつ早期に実施するため、法第 9 条に規定する支援会議の設置及びその運営について必要な事項を定め、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携その他必要な支援体制の整備を目的とするものとする。

(設置)

第 2 条 法第 9 条第 1 項の規定に基づき、松江市自立相談支援会議を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 松江市自立相談支援会議は、関係機関等での情報共有について本人の同意がない場合において、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第 4 条 松江市自立相談支援会議は、議長及び構成員をもって組織する。

2 議長は、松江市健康福祉部生活福祉課長をもって充てる。

3 構成員は開催の都度議長が指名する関係機関等に属する者その他議長が必要と認める者をもって構成する。

(議長の職務及び代理)

第 5 条 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指定した構成員がその職務を代理する。

(支援会議の開催)

第6条 支援会議は、議長が構成員を必要に応じて選定して招集する。

2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、松江市健康福祉部生活福祉課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。